

公民館利用団体登録（調査）票の記入にあたって

2 代表者・3 代理者

- －代表者・代理者は異なる方としてください
- －代表者か代理者のどちらか一方は、神田公民館区域内居住者としてください
- －代表者・代理者・講師は住所が異なる方としてください（同一家族でない方）
- －講師は代表者や代理者にはなれません（会員の主体的な活動の中で会員が必要に応じて講師を依頼するため）

5 会員数

- －会員名簿は書式内容を満たしていれば、任意の様式での提出も可能です

7 会則・規約等

- －会則・規約等がある場合は添付してください
- －調査票は年度毎に保存するため、昨年度提出した場合も再度添付をお願いします

9 講師（指導者）

- －講師が主宰する「私塾」「教室」は認められません
- －代表者・代理者とは住所が異なる方としてください（同一家族でない方）

10 活動予定

- －新規入会の問合せがあった際に使用します
- －利用希望日や時間帯を保証するものではありません

12 新規入会

- －公民館活動は、入会「可」を前提とします
- －入会「不可」の場合は、理由をご記入ください（知人・友人のみの活動は、「つどい・学び・むすぶ」という公民館の目的から認められません）
- －入会の条件がある場合は、具体的に記入してください

13 (1) 団体や入会等に関する問い合わせ先

市民の生涯学習を支援することを目的として、団体情報や入会の希望、団体同士の交流等に関する問い合わせが公民館にあった場合、対応していただくための問い合わせ先となる方を確認するものです。問い合わせがあった際には、必要に応じて連絡先等の情報を提供することがあります。

その他

「地区公民館の利用について」の各種注意事項を必ずご確認ください、会員の皆さまにも周知していただきますようお願いします。

※提出した登録（調査）票の内容に変更（取消も含む）があった場合は、必ず変更の申請をお願いします。（記入者氏名、「1 団体・グループ・サークルの名称」、変更内容（該当項目）を記入してください。）